

奨学金返還支援 Q&A

Q. 市内に住んでいるが、市外の企業（事業所）に勤務している。補助金交付の対象となるか。

A. 対象外です。対象は、市内に住み、市内の企業（事業所）にて就業している方です。

Q. 育児休暇や療養休暇等の期間は、補助金交付の対象となるか。

A. 離職しておらず、申請の前年度に奨学金を返還している場合には、対象となります。なお、就労証明書（様式第2号）の提出が必要です。

Q. 奨学金を繰上返還していた場合、繰上返還分も補助金交付の対象となるか。

A. 対象外です。補助金交付の対象となるのは、返還計画に基づき、申請の前年度に返還した額です。

Q. 申請資格にある中小企業とはどのような企業か。

A. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。詳細については、下記のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業，建設業，運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q. 申請資格にある正規雇用の定義は。

A. ひたちなか市奨学金返還支援補助金交付要綱において、「期間の定めがない雇用であって、中小企業その他の事業者が定める労働基準法第9章に定める就業規則その他これに類するもので定める常勤の労働時間を勤務し、かつ、1週間当たりの勤務時間が35時間以上のものをいう。」と規定しています。